

聖籠町告示第36号

聖籠町移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月26日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

聖籠町移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱（令和元年聖籠町告示第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ア中「又は」を「及び」に、「いずれかに」を「いずれにも」に改め、同号ア（ア）中「に、連続して5年以上、東京23区に在住」を「の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）を」に改め、同号ア（イ）中「5年以上、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、聖籠町に住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、聖籠町に住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県内にて雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）」。を「1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件

不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）」に改め、同条第2項中「、移住支援金の交付を申請する者（以下「移住支援金申請者」という。）以外の世帯員いずれもが」を削り、同項第1号中「移住元」を「申請者を含む2人以上の世帯員が移住元」に改め、同項第2号中「移住支援金の」を「申請者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の」に改め、同項第3号中「平成31年」を「申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年」に改め、同項第4号中「交付申請時」を「申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、交付申請時」に改め、同項第5号中「聖籠町」を「申請者を含む世帯員がいずれも、聖籠町」に改める。

様式第1号中「

5 （東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載） 東京23区への在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

」を

「

5 （東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載） 東京23区への在勤履歴

」

に改め、同様式中「

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば合わせて記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

」を

「

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば合わせて記入してください。

」

に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の聖籠町移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、令和2年2月6日以後に転入した者から適用する。